

様式第 3 号(第 9 条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附 属 機 関 等 の 名 称	令和 6 (2024)年度第 2 回みよし市介護保険運営審議会、地域包括支援センター運営協議会		
開 催 日 時	令和 6 (2024) 年 9 月 3 日 (火) 午前 10 時から午前 11 時まで		
開 催 場 所	みよし市役所 6 階 601・602 会議室		
出 席 者	米本会長、成瀬副会長、長谷川委員、加藤委員、小澤委員、木戸委員、長山委員、柿木委員 (事務局)山田福祉部長、木戸福祉部次長、杉浦長寿介護課長、松浦長寿介護課副主幹、森長寿介護課副主幹、木暮長寿介護課主任、近藤長寿介護課主任		
次 回 開 催 予 定 日	令和 7 (2025)年 2 月		
問 合 せ 先	長寿介護課 担当者名 森、松浦 電話番号 0 5 6 1 - 3 2 - 8 0 0 9 ファックス番号 0 5 6 1 - 3 4 - 3 3 8 8 choju@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下 欄 に 掲 載 す る も の	議事録全文	要約した理由	—
審 議 経 過	別紙のとおり		

令和 6 (2024)年度第 2 回 みよし市介護保険運営審議会、みよし市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時	令和 6 (2024) 年 9 月 3 日 (火) 午前 10 時 00 分から午前 11 時 00 分まで
場 所	みよし市役所 6 階 601・602 会議室
次 第	1 みよし市介護保険運営審議会 (1) 報告事項 ア 令和 5 年度介護保険事業報告について 2 みよし市地域包括支援センター運営協議会 (1) 協議事項 ア みなよし地域包括支援センター事業委託の承認について (2) 報告事項 ア みよし市地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の改正について 3 その他
発 言 者	発言内容
事 務 局	ただいまから、令和 6 (2024) 年度第 2 回みよし市介護保険運営審議会並びに地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。初めに礼を交換したいと存じますので皆様御起立お願いします。礼、御着席ください。本日のスケジュールは、御手元の次第に基づきまして進めさせていただきます。 なお本日、酒井委員、中村委員、長沼委員、甲斐委員、坂田委員、白井委員から欠席との連絡を受けておりますのでよろしくお願い申し上げます。本会議は一般公開とさせていただきますので御承知おきください。それでは次第に従いまして、議事に移らせていただきますが、まず本日の資料等の確認をさせていただきます。事前に送付しました会議次第、介護保険運営審議会の資料として、資料 1、地域包括支援センター運営機関運営協議会用資料として資料 2、3 です。御手元のタブレットでも確認できるかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。 それでは議事進行につきましては、本日同時開催する 2 つの会議それぞれの要綱の規定により、会長が会議の議長となり進行を行うこととなっております。なお、本日の出席者は現在 8 人。全 14 人のうちの半数以上の出席となっておりますので会議は成立していることを御報告申し上げます。では米本会長、よろしくお願い申し上げます。
米 本 会 長	おはようございます。お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。 それでは議事を進めたいと思いますので委員の皆様には御協力のほどよろしくお願いいたします。最初は介護保険運営審議会の案件です。令和 5 (2023) 年度介護保険事業報告について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	協議事項、令和 5 (2023) 年度介護保険事業報告についての説明をさせていただきます。

きます。資料 1 は、令和 5（2023）年度までの各数値が、実績値となっておりまして、令和 6（2024）年度以降につきましては、伸び率で計算した推計値となっております。まず、資料 1 ページの 1 番、被保険者数を御覧ください。1 号 2 号ともに、保険者数は上昇を続けておりまして、令和 22（2040）年頃にピークを迎えると考えられております。

続いて、認定者の推移について説明をさせていただきます。2、要介護（支援）認定者数を御覧ください。総数は、令和 5（2023）年で 1,640 人となっております。令和 5（2023）年度を介護度別に見ると、要支援 1 から要介護 1 の軽度認定者が増加し、要介護 2 以上の中度高齢者が減少、要介護 5 が増加しています。介護度ごとの数値の上下動は、本市の人口規模ではなかなか見込みが難しい部分もありますが、大きな流れとしては、今後も高齢者人口の増加が見込まれる以上、それに合わせて、認定者も増加することが予想されます。早期かつ有効的な介護予防策により、健康寿命を少しでも伸ばす必要があると考えられます。

続いて、3 介護予防サービス見込み量と 4 介護サービス見込み量、5 総給付費についてです。給付費は、要介護認定者数の増加と相関性があり、どちらも増加を続けています。また、今後の推移についても、被保被保険者数が、令和 22（2040）年頃に頭打ちとなった後も、要介護認定者が増え続けるため、給付費も増え続けていくことが分かります。

続いて、資料の 3 ページを御覧ください。6 受給率の推移です。在宅サービスの受給率は増加し続けていますが、施設居住系サービスは実績がほとんど変化していない現状を反映して、今後の推移も変化をしませんでした。今後施設の増減があれば、見込み値がそれに伴って変わっていくものと想定されます。

続いて、7 介護保険料基準額についてです。こちらについては、第 9 期までが実績で、それ以降は見込み値となっています。準備基金の取崩しをしないと仮定して出した見込みですので、基金を使わなければこれぐらいの基準額が必要になるという参考だとお考えください。

続いて、4 ページ、サービス別の介護給付費のうち、予防サービスの状況です。令和 5（2023）年度までは実績数、隣に、第 8 期計画の目標値、つまり当時の予測値。その隣に、達成率が入っています。予防サービスについては、短期入所生活介護、療養介護を除いた項目で、実績額が増加しています。5 期目標の達成率で見ると、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護の三つが、目標値を大きく上回って増加をしています。

続いて、5 ページを御覧ください。こちらは介護サービス事業の実績と見込み量です。居宅サービスの中では、訪問入浴サービス、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（老健）を除いた項目が伸びています。5 期目標の達成率で見ると、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導が目標値を大きく上回って増加をしています。

続いて、6 ページを御覧ください。こちらも介護サービス事業の続きとなっています。地域密着サービスでは、全ての項目、施設サービスでは、老人介護保健施設を除いた項目が増加しています。達成率で見ると、介護医療院が目標値を大きく上回って増加しています。

	次に、7 ページを御覧ください。こちらは地域支援事業費です。どの項目についても増加していますが、特に、地域介護予防活動支援事業が令和 5（2023）年度に大きく増加しています。これは通いの場の講師費用に対しての補助を開始したことが要因となっています。 続いて、8 ページを御覧ください。みよし市と西三河 9 市、尾三 4 市町との比較の数値を載せてあります。他市町と比較すると、みよし市の高齢化率は、昨年度と同様、長久手市に次いで 2 位であり、65 歳以上の高齢者のうち、要支援、要介護の認定を受けている人の割合である認定率の少なさでは 1 位となっています。他市町と比較すると、介護認定をとっていない元気な方が多くなっているの見込まれます。(3) 総給付費、(4) 受給者数から計算される 1 人当たりの給付費について、要支援 2 から要介護 2 の人が少なめ、要介護 3 と要介護 4 の人が多めの実績値となっています。 最後に、第 9 期の介護保険料基準額についてです。本市は近隣市町の中で最も低い基準額となっています。愛知県全体で見ますと、みよし市は第 3 位。最も低かったのは、美浜町、4,600 円、2 番目は犬山市の 4,783 円となっています。以上で説明を終わります。
米 本 会 長	ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対して、何か御意見や御質問はございますか。
長 山 委 員	資料に在宅サービスと居住系のサービスとありますが、それはどのようなサービスを指しますか。
事 務 局	介護予防での居住系のサービスにつきましては、施設に入所して受けていただくサービスになります。介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護がそれにあたります。
長 山 委 員	はい、分かりました。ありがとうございました。
米 本 会 長	他にございますか。
成 瀬 副 会 長	今後、独居の高齢者が増えてくる中で、訪問看護の一つの形として夜間訪問看護・介護が必要になってくると思うが、先進市町で夜間訪問看護など実績がありますか。
事 務 局	本市ではそういったような、夜間訪問看護・介護の事業所は無く、名古屋などの都市圏になるとあると思います。
成 瀬 副 会 長	今後高齢者が増えていく中で、在宅でどれだけ、施設でどれだけ、病院でどれだけですといったように、おそらくその 3 つのいずれかが選択肢になってくると思う。今の市民は高齢者がお元気で、介護が必要な方が少なく何とかなっている。しかし最後の最後の瞬間には、介護の需要が出てくる。先進自治体の事例なども研究しながら、9 期では必要がなかったかもしれないが、施設の整備を検討していったほしい。
米 本 会 長	はいありがとうございます。では私からもよろしいですか。先ほどの御質問と私も気がついたのですけれども、類型は、何がどこに含まれているのかというのが、

	一貫性があるところの3連携、在宅、居住系、施設系の3連携が需要と供給でもっと分かるのかなと思うので、その辺を合わせていただきたいと思います。 もう1点確認ですが、全体の傾向として在宅のほうが需要と供給も伸びていくだろうと、こういうことは分かりますが、3ページのグラフ、在宅と施設・居住系の二つの軸で年度推移を見ていきますと、当然需要が伸びてくれば、右上の方に折れ線グラフは行くのですが、令和6（2024）年からは在宅の受給率を表す上へと伸びています。施設の受給を表す右に行かずに、上だけに伸びているということは、施設・居住系は伸びないだろうと。市としてはサービスとして在宅に行くだろうということ、この見込みですが、なぜ施設・居住系が、需要見込みとしては無いのか。施設が新設されれば、需要伸びていくのかと。もちろん明確な根拠はないのですが、そこら辺はどのように捉えていますか
事務局	はい、グラフを御覧いただくと、令和5（2023）年度の後、令和6（2024）年度で、右側のほうに、大きく触れた後、在宅だけが伸びていくような図になっています。介護施設の新設の予定が無い、現状の施設数でのキャパシティを考えると今以上に利用者が伸びることはありません。もしも施設を新設したならば、もっと施設受給率を表す右に伸び続けていくということも、おっしゃるように考えられます。 しかし、介護施設を運営する法人にヒアリングをすると、人材不足や今後の人口減少社会の到来を考えると、なかなか施設を新しく建てる決断は難しい状況にあるとおっしゃられる法人が多く、公募をかけても応募がないような市町もあるそうです。このグラフでは今後施設が伸びていかないこちらで見込んでいるというよりは、現状、9期計画までは施設建設の予定がないため、その情報をもとに、推計を出しているものです。施設の必要性については、今後この審議会で議論を深めていただきたい案件の一つです。
米本会長	はい、ありがとうございます。そうすると、やはり施設ではなくて在宅にサービスの受皿をシフトしていくということであれば、先ほど成瀬委員のおっしゃるように、より充実した介護あるいは看護サービスですね在宅、訪問型の介護というのを、夜間も含めてより充実をしていかなければならないということが見えてくると、そういうことでしょうか。
成瀬副会長	もう少し説明しますと、今、施設系の法人に、新規施設に手を挙げる人がいないということの問題は、2040年の高齢者数のピークを見越して新設しても、今は空きが出てしまうから、採算合わないという話だと思います。そうすると、やはりもうピークになってから作っては、もう作る意味がなくなる。判断する時期として、もう微妙な段階に差しかかっている。新設するなら、後5年がリミット。そうすると2030年頃に施設が出来て、2040年頃のピークまでの人をカバーしていくと。そういう部分が要るのではと思います。現状の姿勢だと、ピーク時に圧倒的に足らなくなってしまう可能性が高いと思っています。その施設の不足分を在宅でカバーできるのかという話ですが、国は都合よくといいますか、地域包括ケアで全部カバーできるというストーリーで、動いているように思えます。しかし、その中でうまくいっている人はいいのですが、主に在宅で時々入院する方とか、そうした状況が起きてくると、そのところの受皿でいるという部分を考慮しないと在宅がうまくいかない。それから、病院の立場から言うと、退院されるときに、在宅サービスが充

	実していないと、退院できませんという切実な訴えが出て来てしまう。そうするとやはりその辺りを、ある程度の施設と、今会長がおっしゃったような在宅を強化する方向で、この5年で頑張っていけないといけない。その判断遅れで、取り返しがつかなくならないよう戦略を練っていけないと思っています。以上です。
米 本 会 長	はい、ありがとうございます。それでは他に御意見、御質問がなければ次に進めさせていただきますと思います。 続きまして、地域包括支援センター運営協議会に入ります。協議事項、みなよし地域包括支援センター事業委託の承認についてです。 ※非公開の協議事項のため会議録は非掲載。
	【事務局説明・質疑・採決】
米 本 会 長	続きまして、報告事項でございます。みよし市地域包括支援センター設置し、設置者が、本格的、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の改正について事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい、資料3を御覧ください。地域包括支援センターの設置者に係る基準について、国において、令和4（2022）年12月20日に介護保険部会が開催され、介護保険制度の見直しに係る意見が取りまとめられました。人員等に関する、市町村が参酌すべき基準というものが見直されたことに伴い、9月議会に条例の改正を上程して議会において審議いただくこととしております。具体的な変更点になりますが、複数を拠点として人員配置基準を設けることができるとされました。また、常勤換算法による配置が可能になります。この2点が、この改正の中で1番大きなものになります。あくまで職員配置については従来の基準が原則と明記されておりますので、資料にある基準を必ずしも実施しなければいけないというものではございません。また複数拠点により人員配置する手法は、個人情報課題や別法人の場合の人員調整等、本市では課題が残る状況です。片や常勤換算法というものは、人員が欠けた際に、本市にとっては、メリットになると考えております。複数拠点のものにつきましては資料の図を見ていただくと、今は1つの地域包括支援センターは、3000人以上の高齢者がいる場合は3職種を常勤で必ず確保しなければいけないと決まっていますので、運営協議会の審議、議論の中で、複数の日常生活圏域、例えば2つの日常生活圏域でこの人員基準を満たせばよいと独自ルールをつくることのできる。そのような制度改正がなされるものになります。ただし、その場合においても、1つの圏域には必ず3職種を置きなさいという最低限のルールも同時に盛り込まれているというものになります。簡単であります説明は以上になります。

米 本 会 長	ありがとうございます。ただいまの説明について何か御意見御質問ございませんでしょうか。 多分、3職種を置かなければならないということが困難になる場合の事例だと。誰かが突然、何かの都合で離職したというときに、資格者をぎりぎりで行っていたのが満たされなくなったという、そういうことですね。一時的には、基準を満たさない状況になるが、そのときに人員配置を流動的にカバーしつつ、募集をかけて、次の職員を採用するまでに、ある職種の人を、お願いしていくということがこのルールだと可能だということです。そういったものに伴い、就業規則だとか労働法規上の対応というのは、必要なことになるのでしょうか。
事 務 局	細かい部分が国からは示されていないのですが、恐らくそういうところが必要になってくると思われます。そういった面からも課題が多いと認識しております。本市の場合で可能性があるのは、複数地区を同じ法人がやる場合、法人の調整が要らないという部分でいけば、1つの法人が複数の包括をやる場合はこのルールの有用性が出てくると思っています。
米 本 会 長	もう1点、メリットはたくさんあるのですが、デメリットは考えられるのでしょうか。
事 務 局	1番大きいのは個人情報適切に扱えるかというところになるかと思います。現状は1包括の中で全てを完結させますので、例えば包括支援センターのシステムを使って個人情報を管理する場合、ほかの包括からは見えないようにシステム上している。けれども、1人の方が複数の拠点で流動的に働くとなると、その方は両方の地域を見ることになり、支援される側にしっかりと説明する必要があるのではと感じますけれども、それ以外に国から示されているQAだけを読む限りは、大きなデメリットになるようなものは、今の段階で考えられないです。
成 瀬 副 会 長	デメリットについてですが、システムである担当ごとに関覧可能な人なり、地域なりを紐づけて、制限をかけることができるのではないですか。
事 務 局	地域ごとなど、アクセス制限をある程度カスタマイズできると思います。
米 本 会 長	はい。ありがとうございます。他に何かご質問、御意見等ございますか。それでは他に意見ご質問がなければ、以上で本日の議題、議事につきまして、すべて終了いたします。皆様御協力により、スムーズに協議が終了いたしました。誠にありがとうございました。その他事務局より何かあればお願いいたします。
事 務 局	事務局からひとつ御連絡になります。ここ数年ケアマネジャーが不足しているという問題がある中で、居宅介護支援事業所を市内に新設するという場合に補助金を出し、今のところ、2事業者が参入してくれました。しかし介護業界の人材不足問題は解消されない根深い問題です。そこでアンケートを作成し、それぞれ市内の事業所がどういったところで困っているか、どんな支援があると良いか意見もお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いします。 次回、第3回の審議会につきましては、2月頃の開催を予定しております。まだ日にちは決まっておりませんので、決まり次第御連絡させていただきます。 この後、高齢者配食サービス試食と介護施設見学を予定しております。御参加され

	る委員の方は、この場にお残りいただきたいと思います。 最後に礼の交換をいたします。 御起立ください。礼。ありがとうございました。
--	---